

平成 26 年 5 月 28 日  
水道事業審議会  
議題 (2)

# 鳥取市水道事業の現行の水道料金 について

## 1 鳥取市水道事業の水道料金統一までの経過

### 【市町村合併に伴う水道事業統合の手引き(抜粋)：日本水道協会作成】

#### ①水道料金の基本的な考え方

○市町村合併を実施するに当たっては、基本的には、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、合併時から水道事業を統合して水道料金の統一を図ることが望ましい。

○水道法では、公正な水道料金の確保、差別的取扱いの禁止などが定められており、合理的な理由がない限り、統一料金であることが要求される。

#### ②料金格差の解消

○実態としては、市町村合併後もしばらくは合併前の水道料金を適用して、市町村内で料金格差が存在する例がみられる。しかし、一時的に料金格差が生じる場合でも、住民に客観的かつ合理的な説明ができる範囲内で過渡期を設定して、徐々に水道料金を均一化していくなど、住民が納得できる方策が必要である。

○料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、水道料金の均一化ができない事情があるために、当面は合併前の水道料金を維持する場合にも、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整方法を検討する必要がある。

### 【合併調整方針】

○鳥取市水道用水供給事業の給水区域（国府町）の水道料金は、水道用水供給事業の廃止により合併時に鳥取市と同一とする。

○鳥取市、河原町及び青谷町上水道の水道料金は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降10年間で段階的に調整を図り、平成27年度より料金の統一を図る。

○水道料金のシステム（調定、収納サイクル等）は、鳥取市の制度を基本に調整し、段階的に統一する。



段階的調整

### 【平成16年11月（市町村合併）～現在までの取り組み】

○平成22年度 河原地域の料金を引き下げ（22年7月以降に使用した水量から適用）

○平成23年度 鳥取・国府地域の料金改定に合わせて、青谷地域の水道料金を引き上げ（23年9月以降に使用した水量から適用）

## 2 鳥取市水道事業の現行水道料金

### ●三地域の現行水道料金

一般家庭（メーター口径 13mm）1 か月 20 m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金

鳥取・国府地域 1,920円（税込み：2,073円）

河原地域 3,000円（税込み：3,240円）

青谷地域 1,730円（税込み：1,860円）

### ◇鳥取・国府地域の現行水道料金【口径別料金体系】

料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

基本料金(1月につき)		従量料金(1月につき)	
(メーター口径)		(使用水量)	(1 m <sup>3</sup> につき)
13mm	460円	10 m <sup>3</sup> までの分	46円
20mm	1,250円	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> までの分	100円
25mm	2,120円	20 m <sup>3</sup> を超え40 m <sup>3</sup> までの分	134円
40mm	6,500円	40 m <sup>3</sup> を超え200 m <sup>3</sup> までの分	161円
50mm	11,200円	200 m <sup>3</sup> を超える分	200円
75mm	30,400円		
100mm	62,000円		
150mm	170,000円		
200mm	350,000円		

### ◇河原地域の現行水道料金【その他の料金体系（単一料金制）】

料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

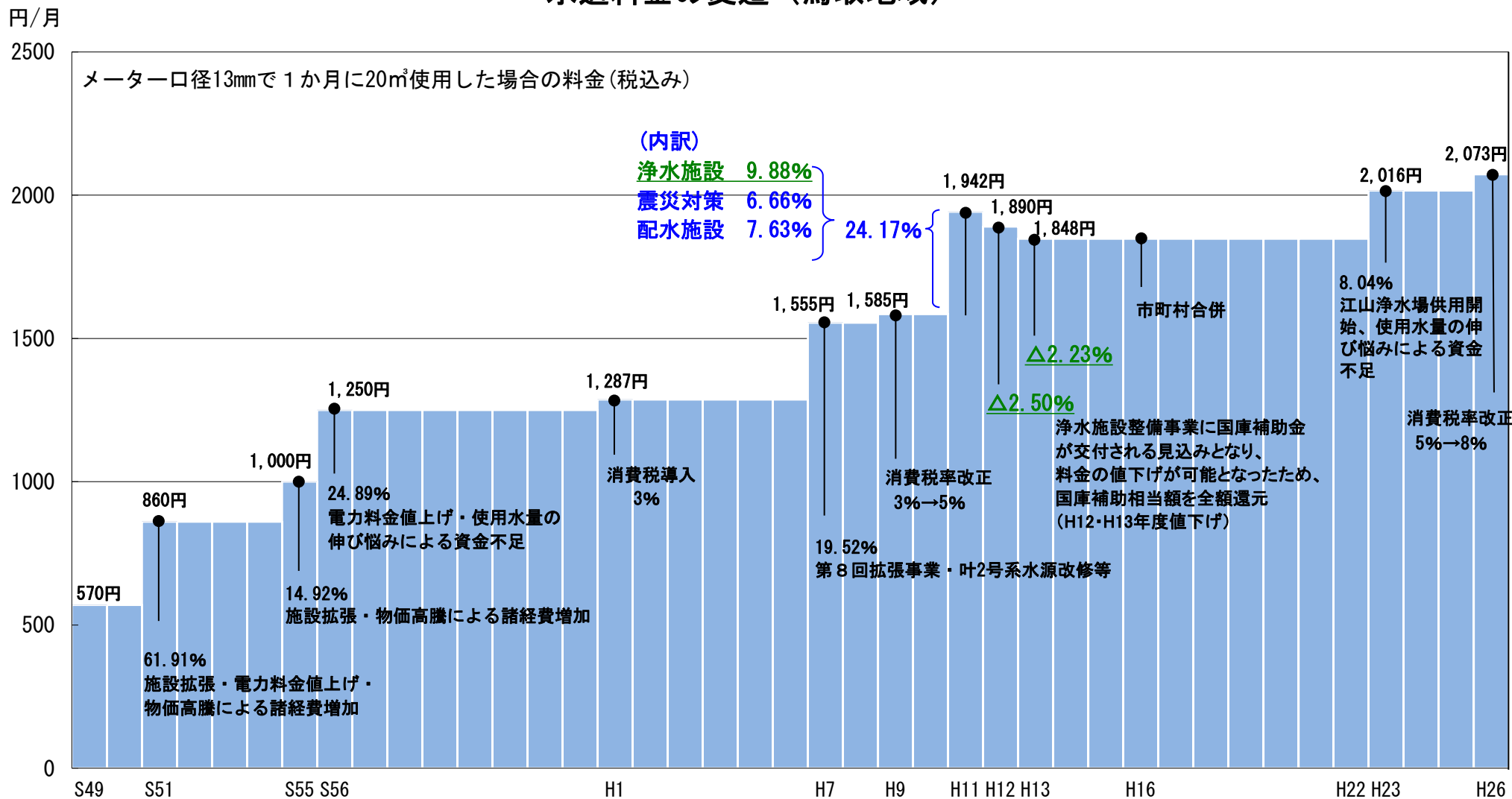
基本料金（1月につき）		従量料金（1月につき）	
(使用水量)		(使用水量)	(1 m <sup>3</sup> につき)
10 m <sup>3</sup> まで	1,200円	10 m <sup>3</sup> を超える分	180円

### ◇青谷地域の現行水道料金【用途別料金体系】

料金は、基本料金と従量料金及びメーター使用料との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

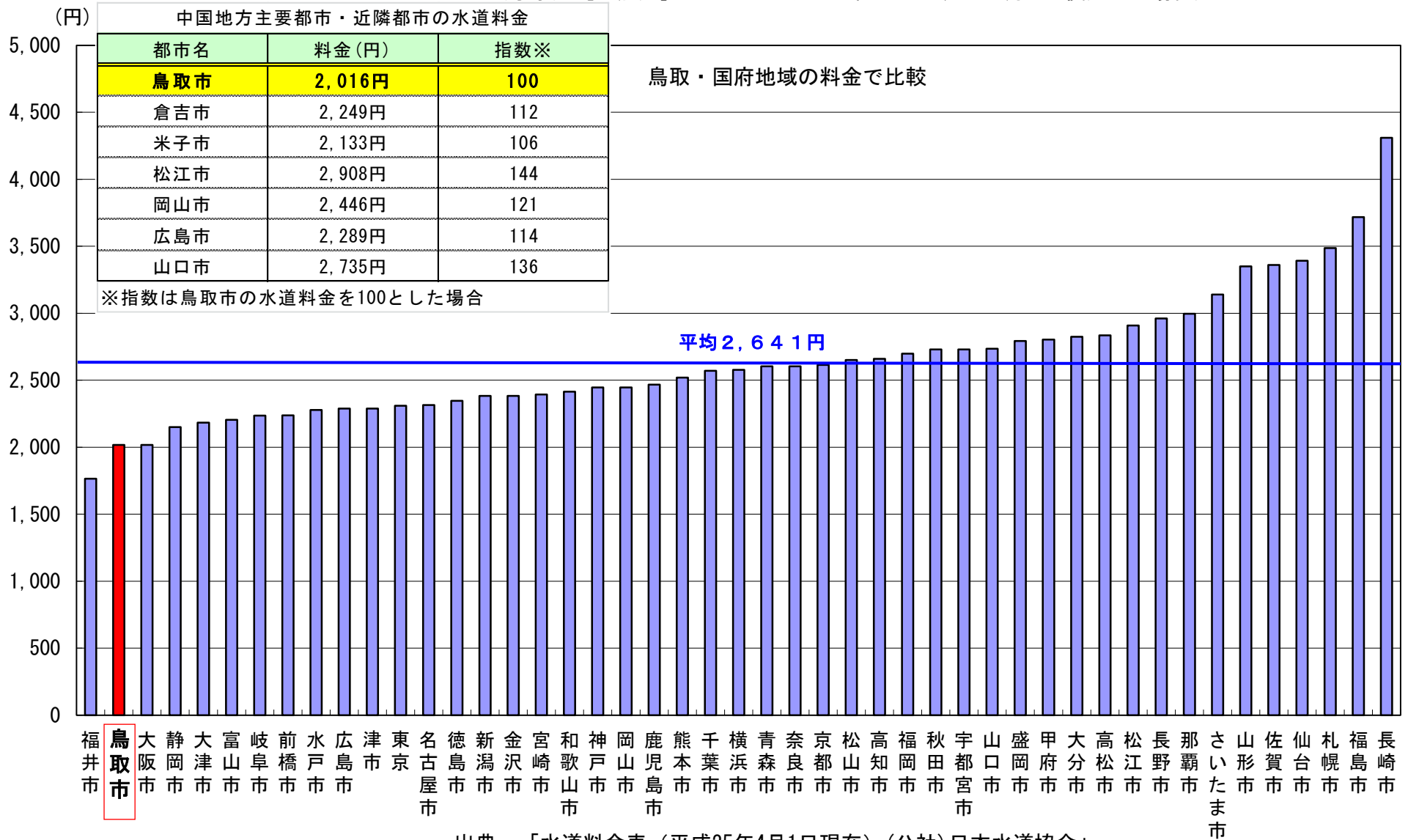
基本料金(1月につき)		従量料金(1月につき)		メーター使用料 (1月につき)	
専用 給水 装置	一般用	(使用水量) 8m <sup>3</sup> まで 560円	(使用水量) (1m <sup>3</sup> につき) 8m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分 90円 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分 100円 50m <sup>3</sup> を超える分 110円	(メーター口径) 13mm 90円 20mm 190円 25mm 200円 40mm 390円	
	営業用	(使用水量) 15m <sup>3</sup> まで 1,510円	(使用水量) (1m <sup>3</sup> につき) 15m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分 100円 30m <sup>3</sup> を超える分 110円	50mm 1,050円 75mm 1,900円 100mm 2,500円	
	学校プール用		使用水量1m <sup>3</sup> につき90円		
共用 給水 装置	共用	(使用水量) 15m <sup>3</sup> まで 1,120円	(使用水量) (1m <sup>3</sup> につき) 15m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分 90円 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分 100円 50m <sup>3</sup> を超える分 110円		

# 水道料金の変遷（鳥取地域）



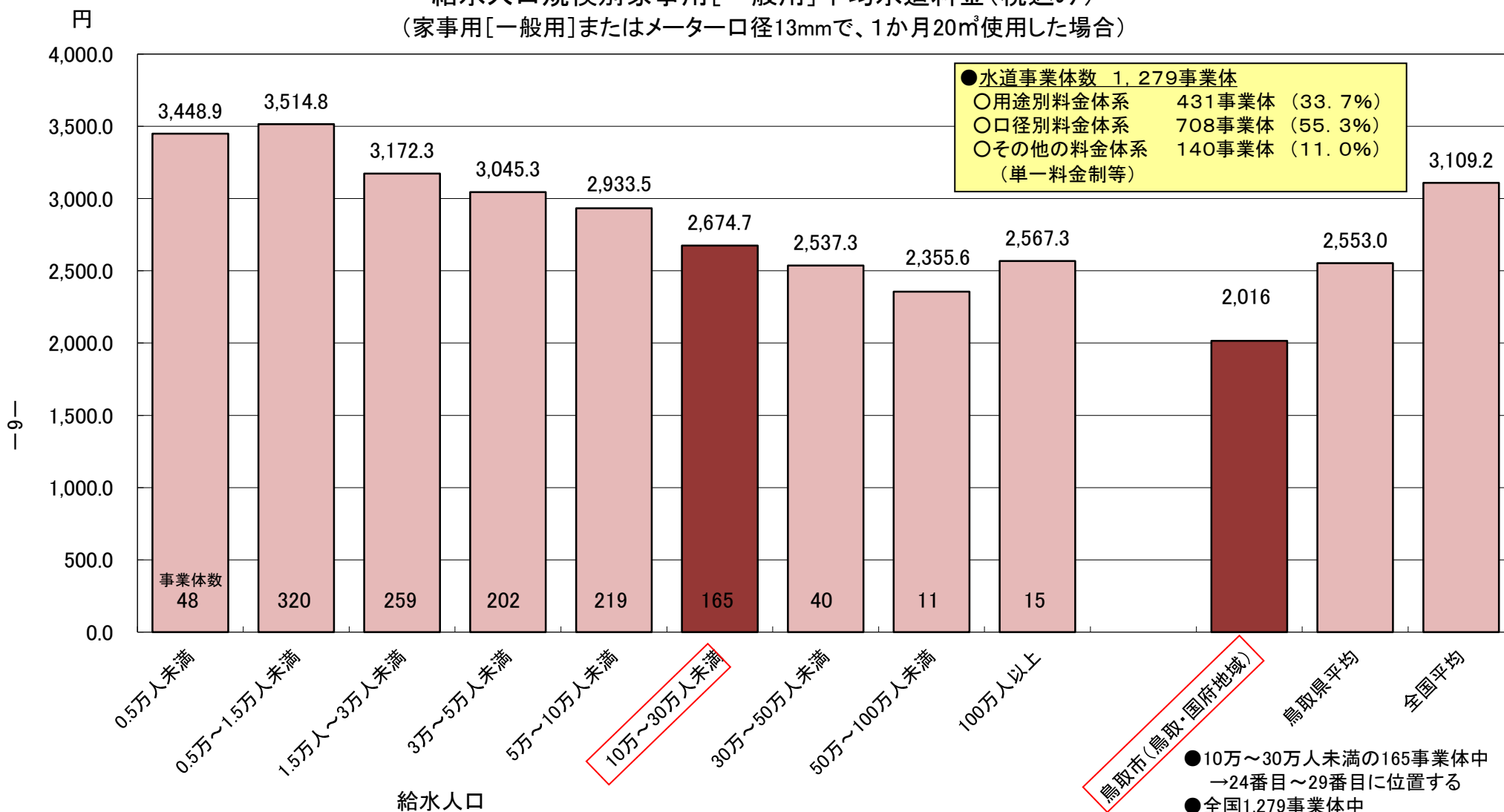
### 県庁所在地の1か月当たりの水道料金（税込み）の状況

（家事用〔一般用〕またはメーター口径13mmで、1か月20m<sup>3</sup>使用した場合）



出典：「水道料金表（平成25年4月1日現在）（公社）日本水道協会」

給水人口規模別家事用[一般用]平均水道料金(税込み)  
 (家事用[一般用]またはメーター口径13mmで、1か月20m<sup>3</sup>使用した場合)



●水道事業体数 1,279事業体  
 ○用途別料金体系 431事業体 (33.7%)  
 ○口径別料金体系 708事業体 (55.3%)  
 ○その他の料金体系 140事業体 (11.0%)  
 (単一料金制等)

鳥取市(鳥取・国府地域)

●10万~30万人未満の165事業体中  
 →24番目~29番目に位置する  
 ●全国1,279事業体中  
 →117番目~158番目に位置する

出典：「水道料金表(平成25年4月1日現在)(公社)日本水道協会」